

高島市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき平成27年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年12月17日

高島市監査委員 井口 與嗣隆

高島市監査委員 前川 勉

1. 監査の期間

平成27年9月9日から平成27年12月14日まで

2. 監査執行年月日および監査執行対象機関名

監査執行年月日	監査執行対象機関名	
平成27年9月29日	市民生活部	マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室
	会計課	
平成27年9月30日	商工観光部	観光振興課、商工振興課
	市民生活部	市民協働課、市民課、生活相談課、人権施策課
平成27年10月1日	環境部	環境政策課、衛生センター、熱供給施設、斎場、環境センター
平成27年10月29日	小中学校	高島小学校、高島中学校
平成27年10月30日	教育委員会事務局 教育総務部	教育総務課、社会教育課、各公民館、中江藤樹記念館、学校給食課、各給食センター、市民スポーツ課、図書館
平成27年11月2日	教育委員会事務局 教育総務部	高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール、文化財課、各資料館
	教育委員会事務局 教育指導部	学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、青少年課、少年センター、あすくる高島
平成27年11月18日	政策部	企画調整課、政策推進室、総合防災局、情報統計課、秘書広報課
平成27年11月19日	総務部	人事課、行政課、税務課、納税課、行財政改革課
		選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局
平成27年11月20日	総務部	財産管理課、財政課、契約検査課
平成27年11月25日	議会事務局	議事課

3. 監査の範囲

平成27年4月から監査執行時までの財務およびこれらに関連する事務の執行状況

4. 監査の方法

監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ5. の資料について提出を求め、この中から抽出により関係書類および諸帳簿等を求めるとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況および内容等を聴取し、監査を実施した。

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

書類監査実施機関名
マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、マキノ中学校、今津東小学校、今津北小学校、今津中学校、朽木東小学校、朽木西小学校、朽木中学校、広瀬小学校、安曇小学校、青柳小学校、本庄小学校、安曇川中学校、新旭南小学校、新旭北小学校、湖西中学校

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 指名競争入札に関する調
- 4-2 随意契約に関する調
- 4-3 用地買収契約状況調
- 4-4 補償契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金および負担金交付状況調
- 6 過年度収入の処理状況調
- 7-1 各種研修会・視察等参加状況調
- 7-2 各種行事・講演会・研修会・教室等開催状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
- 11 懸案その他特に苦慮する業務の概要

〈小学校、中学校には次の資料を追加〉

- ・学年別学級数・児童生徒数
- ・施設の概要
- ・寄附採納状況調
- ・事故一覧表

6. 監査の結果

本年度の監査等計画の基本方針により、財務に関する事務の執行状況に加えて、補助金等交付の必要性・公益性、未収金の処理状況、指摘事項や要望事項等の措置状況について重点的に監査を実施した。

監査の結果、財務事務の執行は、概ね適正と認められた。なお、軽易な事項についてはその都度口頭で指摘したが、特に改善が望まれる事項および意見等は次のとおりである。

〈市民協働課および各支所、振興室〉

○みんなで創るまちづくり交付金事業について

交付金の交付限度額の算出については、「高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則」によると、前年度1月1日を基準日とした自治会等の加入世帯数、広報誌等配布数等により算出することとなっている。今年度の算出基準となる加入世帯数を確認したところ、その世帯数が住民基本台帳に登録のある世帯数より多く交付している自治会等が見受けられた。その場合においては、加入世帯の名簿の提出を求

めている支所もあったが、世帯数の確認方法について明確なものが示されていないため、住民登録の世帯数と実際の加入世帯数の差異についての理由は確認がされておらず、また、各支所、振興室においての取り扱いも統一がされていないことから、地域間の公平性、公益性の観点も考慮し、市民協働課から各支所、振興室に対して基準を明確に示し、その基準に基づき適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の強化や自治会等に対する指導・監督の徹底を図られたい。

また、交付金の受益者は、当該年度の自治会等構成者であることから、交付基準日は当該年度中が適当と考えるため、今年度の制度見直しに併せて検討されたい。

○魅力あるまちづくり事業補助金について

補助金交付要綱が昨年度改正され、補助対象となる6事業ごとに、補助率の統一や補助上限額、補助終期の設定について見直しが行われたところであるが、その中で、地域の市民団体またはグループが行うまちづくり事業への補助については、2年以上連続して行う場合の補助期間が3年を限度とされ、平成25年度以前から継続して補助金の交付を受けている事業については平成25年度を第1年次としていることから、今年度に補助が終了する事業が多く存在している。それを踏まえ、今年度、要綱の見直しを再度検討しているということであったが、補助金交付に当たっては、財政状況を踏まえ、その有効性・効率性の確保が強く求められていることから、単に期間延長を行う等の安易な見直しで終わるのではなく、関係団体とも十分協議の上、個々の補助事業の継続、終了を含め十分に精査し、団体の自立等へ向けての支援も考慮しつつ、見直しを図られたい。

〈市民課〉

○各種証明書のコンビニ交付について

利便性の高い窓口サービスを目指し、既に総合窓口（ワンストップサービス）や窓口延長業務等を実施されているところであるが、さらなる市民サービスの向上や事務の効率化、コスト削減等、経済性・有効性を考慮した中で、マイナンバーの利用と併せて、各種証明書のコンビニ交付等新たな手法の導入について積極的に検討を進められたい。

〈人権施策課〉

○大津人権擁護委員協議会第4地区部会負担金について

市内の人権擁護委員が行う研修会等の経費として、単価に研修会等の参加人数を乗じた額を負担金として本協議会へ支出している。しかし、昨年度においては3回分の負担金が支出されているものの、同協議会の会計報告を見ると、支出を伴う研修は1回のみで、支出を伴わない研修（お茶代程度）が2回実施され、今年度に多額の繰越しがされていた。今年度も同様の単価で2回の負担金の支出をする予定であるが、その単価については算定根拠が確認できず、実際の経費と負担金額が乖離し、必要以上の負担金を支出していると考えられるため、算定基準の見直しを検討されたい。

〈社会教育課、高島市民会館、青少年課〉

○高島市生涯学習補助金交付要綱について

補助金の交付対象基本額および補助金等の交付率等については、「市長が必要と認めた額」と規定されており、その算定根拠が明確になっていない。併せて、長期固定化している補助金については定期的な見直しや終期の設定が必要と考える。平成24年

度の定期監査において、団体の運営補助に対する対象経費や補助率について明確に定めるよう、各課共通事項として指摘を行ったところであり、関係各課で十分な協議を行い、要綱の見直しを検討するなど、改善を図られたい。

<市民スポーツ課>

○高島市スポーツ振興関係補助金について

補助金の交付対象基本額および補助金等の交付率等が交付要綱上明確になっていないため、高島市生涯学習補助金要綱と同様の改善措置をとられたい。

また、高島市スポーツ少年団に交付されている補助金のうち、本部から6つある地域支部へ支部活動費を交付している。この支部への活動費は、単位団体数、指導者数および団員数（以下「団員数等」という。）にそれぞれ定められた単価を乗じて算出しているが、支部活動費（市補助金）算出の基礎となる団員数等と、国・県スポーツ少年団登録数と保険料の算出の基礎となる団員数等に差異が見受けられた。この理由を確認したところ、支部活動費の基礎となる団員数等は前年度の数値を使用しており、一方、登録料や保険料の基礎となる団員数等は当該年度の団員数等により支出されていた。団員数等は当該年度の補助金交付額の根拠となるものであり、当該年度の団員数等により交付することが適当と考えるため、算出基礎の見直しを検討されたい。

<図書館>

○図書資料の延滞について

平成27年10月16日現在、市内6館合計で図書資料が2ヶ月以上延滞となっている件数は、418件1,100点となっている。一人につき図書・雑誌・紙芝居は30冊まで2週間、視聴覚資料（ビデオテープ・DVD・CD・カセットテープ）は5点まで1週間と、貸出期間や貸出冊数に制限あるものの、貸出期間については次に予約がなければ、延長ができ、延長回数に制限はない。また、延滞者への返却督促や新たな貸出制限等の基準も明確に定められていない。返却期限が到来しているにもかかわらず資料を返却していない利用者に対して、新たな貸出を行うことは、一人で多数の資料を利用し、それを返却していない現状に繋がり、他の市民の図書資料を利用する機会を奪うことになると同時に市の財産である資料が十分に活用されない、あるいは紛失される等の損失を発生させる原因にもなることから、その基準について明確に示されるとともに、市内6館で連携し適正な処理が行える体制づくりに努められたい。

<高島市民会館>

○びわこ国際フルーツコンクール事業補助金について

当事業においては4月に交付申請がされ、同月交付決定を行い、6月に実績報告書が提出されている。対象経費や添付されている請求書、領収書の写し等について確認を行ったところ、その支払行為については交付決定後に行われているものの、一部請求書の日付が平成26年10月となっていた。当事業はジュニア部門の第一次予選が3月に行われており、全体としては年度をまたぐ事業となっている。年度をまたぐ事業について、適正な補助金申請および交付手続きができるよう改善を図られたい。

<情報統計課>

○自治体クラウドの導入について

現在、基幹業務システムのサーバについては、本庁で管理を行っており、データのバックアップは行われているものの、バックアップデータについても同じ庁舎内に

保管されている。本市全域で大規模な自然災害が起こった場合における業務継続性等に懸念を抱く。自治体クラウドについては、今年度、県内でも導入の動きが見られ、その最大の目的・効果は、コスト削減であり、大幅な経費削減が期待できるほか、法令・制度改正によるシステム更新・改修への対応が提供される場合には、自治体側の制度改正に対する負荷が軽減される。また、バックアップ機能やセキュリティ機能の高いデータセンターを利用することで、基幹業務の継続性やセキュリティの向上を図ることができる。本市では、今年度に基幹業務系システムが更新され、7月より本稼働したことから、導入できる時期については現在の情報機器の更新時期である5年後以降になると考えるが、それまでに共同利用が可能な自治体との情報交換、情報収集に努め、導入について積極的に検討を進められたい。

<人事課>

○諸手当の認定および支給にかかる事務について

今年度発覚した扶養手当等の誤支給事案について、誤支給対象者の過去の提出書類等について確認を行ったところ、職員から書類の提出がされているものの所管課の支給基準額の認識誤りによる誤支給や、支給を受けている職員の範囲の認識不足による定期的な資格調査の漏れ等不適切な事務処理が見受けられた。

再発防止策として所属長と所管課の二重チェックを行い体制を強化するとのことであったが、チェックシートを活用する等、職員と所属長が適切に確認できる仕組みを確立されたい。また、所管課である人事課においては、「高島市職員の給与に関する規則」に、任命権者は各手当の支給を受けている職員がその要件を具備しているかどうかおよび支給額が適正であるかどうかを随時確認することの規定があり、任命権者である責任を有しているため、所属長のチェックに過度に依存することのないよう所管課内のチェック体制についても強化を図るとともに、職員への周知や認定後の定期的な確認等の管理・指導も含め、適正な事務処理を行われたい。

また、誤支給などによる職員からの返還について、関係規定に明記するなど検討されたい。

<税務課>

○団体への補助金、負担金について

平成25年度の定期監査において、今津たばこ商業協同組合への補助金と高島市たばこ税連絡協議会への負担金の類似した支出の整理および同協議会への負担金の算出基準の見直しについて指摘を行ったところである。同組合への補助金額については、見直しを進められているものの、両団体の支出の整理に対する措置がされているとはいえず、また、同協議会への負担金については、算出基準である「市たばこ税収入額の1,000分の2.55円」の根拠が不明瞭であり、協議会会員以外の販売店の売上げも含んでいることから、基準の見直しを検討し、指摘事項に対する措置を図られたい。

<財政課>

○報償費支払額の基準について

各課で支払われる研修会等講師への報償費について、その算定根拠が不明瞭な事例が見受けられた。公金支出における公平性・透明性を確保する観点からも、その金額が妥当かどうかの判断材料として、市としての支払基準を定める必要がある。併せて、事業計画の起案等で支出金額の考え方や算定根拠を明確にするよう職員への指導・監督の徹底を図られたい。

○新地方公会計制度について

平成28年度決算より、統一的な基準による新地方公会計が導入される予定であるが、人口減少・少子高齢化が進展するなか、財政のマネジメント強化のためには、今後全ての職員が複式簿記・発生主義会計に関する基本的な知識を習得し、財務情報を活用することにより、限られた財源を「賢く使う」取り組みを行うことが重要とされている。そのため、同制度の導入の経過や仕組み等様々な情報提供の場をつくり、多くの職員が参加できる研修を行い、職員が制度に興味を持ち、自ら理解すべき環境を整え、効率的・効果的な財政運営ができるよう努められたい。

〈各課共通事項〉

○補助金等の実績報告書に添付されている領収書のあて名について

補助金等実績報告書に補助申請者と異なるあて名が記載された領収書が添付されている事例が見受けられた。その経費が補助申請者による支出であることから容認されているものの、領収書は補助対象経費を確認するための重要な証拠書類であるため、実績報告書等、書類の審査の十分な精査と合わせて、チェック体制の強化と補助申請者に対する指導・監督の徹底を図られたい。

○書類の記載用具等について

回議書等の起案日、決裁日および施行日を鉛筆や消せるボールペンで記載されている事例や決裁日、施行日が空欄になっている事例が見受けられるため、適切な事務処理の徹底を図られたい。

以上